

防衛省の不開示決定増

情報公開法に基づいて行政文書の開示判断をめぐり、防衛省への情報公開請求で不開示決定や延長される事例が年々増加傾向となっています。総務省が公表している直近10年の施行状況調査では、防衛省が不開示とした件数で最も多いのが2010～15年、安保法制＝戦争法を強行した年です。

その後、不開示件数は減少しますが、18年以降再び増加傾向で転じていることがわかりました。

本紙は今年7月、殺傷兵器の輸出、全面解禁を狙って自民党、公明党が密室で行っている「防衛装備移転」原則の

運用指針見直しのための与党実務者協議で防衛省が提示した資料について、情報公開請求しました。

しかし、同省からの回答は

情報公開

防衛省の情報開示施行状況

開示請求	不開示	延長決定
2021年	5412	184
2020年	4999	133
2019年	4134	125
2018年	4761	136
2017年	5240	109
2016年	4788	115
2015年	4407	192
2014年	3769	136
2013年	4532	150
2012年	6158	152

総務省の施行状況調査をもとに作成。(数字は件数)

問われる国の姿勢

「公にすべき」といふ当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として一部

り下げを要求するケースも頻発しています。

情報公開法では、請求する行政文書が正式名称の需要は

なく、行政機関が合理的な努力をすれば対象を特定できる程度の事項が請求時に記載されなければよいとしています。

相手から取り下げる要求されることは、こうした行政側の適切な措置が講じられていない場合もあります。

一方、情報公開請求した行政文書について、所管省庁の情報公開担当者から請求者へ連絡が入り、「文書が存在しない」と思われるため、請求を取り下げれば手数料を返還できるなどと述べ、請求の取

り下げを要求するケースも頻発しています。

情報公開法では、請求する行政文書が正式名称の需要はなく、行政機関が合理的な努力をすれば対象を特定できる程度の事項が請求時に記載されなければよいとしています。

相手から取り下げる要求されることは、こうした行政側の適切な措置が講じられていない場合もあります。

一方、情報公開請求した行政文書について、所管省庁の情報公開担当者から請求者へ連絡が入り、「文書が存在しない」と思われるため、請求を取り下げれば手数料を返還できるなどと述べ、請求の取

(山中智)